

京都市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例施行規則等の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月29日

京都市長 松井孝治

京都市規則第 82号

京都市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(京都市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 京都市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「補助的な職務に従事する者」を「初任給基準表2の適用を受ける者(以下「初任給基準表2適用職員」という。)」に改める。

第4条第1項中「補助的な職務に従事する者」を「初任給基準表2適用職員」に改める。

第12条の見出し中「期末手当」の右に「及び勤勉手当」を加え、同条各号列記以外の部分中「第13条第1項前段」を「第13条前段及び第13条の2第1項」に改め、同条第1号を次のように改める。

(1) 初任給基準表2適用職員

第12条に次の1号を加える。

(3) 会計年度任用職員(前2号に掲げる者を除く。)としての引き続く任期(別に定める職員にあっては、別に定める期間)が6月未満の者

第16条中「補助的な職務に従事する者」を「初任給基準表2適用職員」に改める。

第2条 京都市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第12条第1号を削り、同条第2号を同条第1号とし、同条第3号中「前2号」を「前号」に改め、同号を同条第2号とする。

別表2(2)の項を削り、同表2(3)の項中「(3)」を「(2)」に改める。

(京都市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正)

第3条 京都市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例施行規則の一部を改

正する規則（令和4年12月27日京都市規則第46号）の一部を次のように改正する。

第2条中別表の改正規定を次のように改める。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

初 任 給 基 準 表

1 初任給基準表2の適用を受ける会計年度任用職員以外の会計年度任用職員

会 計 年 度 任 用 職 員 の 区 分		職務の級	号 給
(1)	消費生活総合センターにおける消費生活に関する相談に応じる職務に従事する者又はこれと同程度の複雑、困難及び責任の度であると認められる職務に従事する者	2	45
(2)	保健福祉局生活福祉部生活福祉課における医療扶助の相談支援の職務に従事する者又はこれと同程度の複雑、困難及び責任の度であると認められる職務に従事する者	1	68
(3)	児童福祉センター発達相談所診療療育課における看護の職務に従事する者又はこれと同程度の複雑、困難及び責任の度であると認められる職務に従事する者	1	63
(4)	区役所又は区役所支所の健康福祉部保険年金課における国民年金の相談の職務に従事する者又はこれと同程度の複雑、困難及び責任の度であると認められる職務に従事する者	1	52
(5)	保育所における保育の職務に従事する者又はこれと同程度の複雑、困難及び責任の度であると認められる職務に従事する者	1	42
(6)	区役所又は区役所支所の地域力推進室における宿日直の職務に従事する者又はこれと同程度の複雑、困難及び責任の度であると認められる職務に従事する者	1	28

2 相当の知識、技術、経験等を要する定型的な職務又はこれと同程度の複雑、困

難、責任の度であると認められる非定型的な職務に従事する会計年度任用職員

会 計 年 度 任 用 職 員 の 区 分		職務の級	号 給
(1)	事務の職務に従事する者	1	13
(2)	補助的な職務に従事する者	1	5
(3)	別に定める職務に従事する者	別に定める。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条の規定は令和6年4月1日から、第2条の規定は令和7年4月1日から施行する。

(行財政局人事部給与課)